



保育料について



☆保育料の算定について☆

保育料は父母及びそれ以外の扶養義務者（同居の祖父母等）の市町村民税所得割額を合算した額で保育料を決定します。

市町村民税所得割額の確認方法： 課税状況は、市が課税台帳により確認します。

転入の方については、提出された所得課税証明書により確認します。

※所得割額は、住宅借入金等特別控除、寄付控除、電子証明等特別控除額、配当控除、外国税額控除を適用する前の税額です。

●同居者のいる場合の保育料の認定について

保育所入所が内定すると、保育料の決定手続きに入ります。一人親家庭以外でも、保護者の方の収入だけでは生計維持が難しく、ご親族が同一住所内にいる場合は、お子様の祖父母等に当たる方の市民税額も含め、保育料を計算することとなっております。保護者の方の収入だけでは、生計維持が難しいと判断された場合は、同居で生計を一つにしているご親族の収入で生計を維持しているとみなされるという民法上の考え方に基づくためです。

予めご理解いただきますようお願いいたします。

生計が難しいかどうかの判断基準は、保護者の収入（手当、養育費を含む）が生活保護基準額を超えるかどうかです。

●世帯の状況が変わった場合の保育料について

引越し等により、世帯構成員に変更が生じた場合は、追加での保育を必要とする書類や保育料の算定資料の提出が必要な場合があります。世帯構成員に変更が生じた場合は、保育課まで連絡をお願いします。

世帯の税額によっては、保育料に変更がないこともあります。

●保育料算定資料の提出が無い場合の保育料について

保育料は、平成28年度市町村民税額及び平成29年度市町村民税額により、保育料を決定していきます。保育料決定時に保育料算定に必要な税情報の無い方は、正しい保育料の認定ができない為、8階層で仮認定をさせていただくことになります。

●保護者のうち、扶養に入っている方（配偶者控除適用者等）でも、就労していて収入のある場合には、必ず事業主から税務課へ給与報告書の提出またはご自身で申告を行うようにしてください。

☆保育料の切り替えについて☆

保育料は毎年9月に切り替えを行います。市町村民税額が決定するのが毎年6月になっているため、4月～8月分は前年度分の市町村民税額、9月～3月は当年度の市町村民税額により保育料を決定します。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度(平成28年度)の市町村民税額に基づく保育料					当年度(平成29年度)の市町村民税額に基づく保育料						

☆保育料の階層変更☆

保育料の切り替え以外に、世帯の状況が変わった場合（婚姻・離婚・死亡・児童扶養手当の支給開始及び停止・障がい世帯への変更・税の修正申告等）は、保育料が変更となることがありますので、必ず保育課までご連絡をお願いします。

☆寡婦（夫）控除のみなし適用について☆

- ・対象者：婚姻によらず、ひとり親になった方のうち、保育料が発生している方
- ・「寡婦（夫）控除のみなし適用」を行うには、毎年度の申請が必要です。
- ・「寡婦（夫）控除のみなし適用」を行っても、階層区分の変更がない場合は、保育料の変更はありません。
- ・申請及び寡婦（夫）のみなし適用の詳細については、保育課までお問い合わせください。

☆保育料の納入について☆

- ・保育料は、原則として口座振替となります。
- ・当月分保育料は、毎月10日に引き落としとなります。（ただし、10日が金融機関休業日の場合は、翌営業日に引き落としになります。）
- ・口座振替は毎月1回当月分のみです。残高不足にならないよう前日までに入金をお願いします。（残高不足等により引き落とし出来なかった場合は、毎月末に督促状と納付書を園を通じて送付します。最寄りの金融機関等でお支払ください。なお、決められた保育料を納入しない場合は差し押さえなどの滞納処分を行うことがあります。）

下記の保育料については、平成28年度の保育料額です。参考にご覧下さい。
 国の法改正により保育料が変更となる場合があることを、あらかじめご了承下さい。

〈参考〉平成28年度 9月～3月分 宜野湾市保育料

(単位/円)

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保育料 (月額)					
		0～2歳児		3～5歳児			
定義	階層区分	標準時間	短時間	標準時間	短時間		
生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む)		1 階層	0	0	0	0	
平成28年度 市民税 非課税	母子・父子世帯 在宅障害児(者)世帯	2-1階層	0	0	0	0	
	一般世帯	2-2階層	8,200 (4,100) 〔 0〕	8,200 (4,100) 〔 0〕	5,200 (2,600) 〔 0〕	5,200 (2,600) 〔 0〕	
平成 28 年度 市民 税 課 税	所得割額 48,600円 未満の世帯 ※均等割のみ課税 を含む	母子・父子世帯 在宅障害児(者)世帯	3-1階層	15,200 (7,600) 〔 0〕	15,000 (7,500) 〔 0〕	12,800 (6,400) 〔 0〕	12,600 (6,300) 〔 0〕
		一般世帯	3-2階層	16,200 (8,100) 〔 0〕	16,000 (8,000) 〔 0〕	13,800 (6,900) 〔 0〕	13,600 (6,800) 〔 0〕
	所得割額 48,600円以上 97,000円未満の世帯		4 階層	25,000 (12,500) 〔 0〕	24,600 (12,300) 〔 0〕	22,500 (11,250) 〔 0〕	22,200 (11,100) 〔 0〕
	所得割額 97,000円以上 169,000円未満の世帯		5 階層	37,200 (18,600) 〔 0〕	36,600 (18,300) 〔 0〕	27,000 (13,500) 〔 0〕	26,600 (13,300) 〔 0〕
	所得割額 169,000円以上 301,000円未満の世帯		6 階層	40,500 (20,250) 〔 0〕	39,900 (19,950) 〔 0〕	28,500 (14,250) 〔 0〕	28,100 (14,050) 〔 0〕
	所得割額 301,000円以上 397,000円未満の世帯		7 階層	42,500 (21,250) 〔 0〕	41,800 (20,900) 〔 0〕	29,000 (14,500) 〔 0〕	28,600 (14,300) 〔 0〕
	所得割額 397,000円以上の世帯		8 階層	51,300 (25,650) 〔 0〕	50,500 (25,250) 〔 0〕	31,600 (15,800) 〔 0〕	31,100 (15,550) 〔 0〕

- 階層区分の児童の年齢は平成29年4月1日時点のクラス年齢です。
- 階層認定に必要な税額は保護者合算の額となります。
 ※その他扶養義務者が同居している場合については、裏面を確認してください。
- 保育料については毎年9月に切り替えとなります。
 ※切り替えの詳細については裏面を確認してください。
- 同一世帯から認可園へ2人以上入所している場合、2人目の児童は半額 () 内の保育料です。3人目以降の児童の保育料は無料となります。
- 同一世帯に幼稚園児(特別支援施設通園児童を含む)の兄弟がいる場合は、『在園証明書』の提出により保育料が減額となります。対象施設は保育課まで問合せ下さい。